平成２８年（フ）第３２９９号
大阪市淀川区西中島２丁目12番８―1401号
債務者　柏木　久理（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３２９号
大阪府門真市本町22番６号
債務者　井澤　幸治
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３３８号
大阪府門真市柳田町33番９―302号
債務者　樫原　大空
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３４４号
大阪市阿倍野区三明町１丁目13番５号
債務者　鮎川　**龍**平
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３５２号
大阪市生野区巽北４丁目４番23―405号
債務者　大和　一也
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３９７号
大阪市城東区関目１丁目12番10号アベリア１401号
債務者　谷脇　秀隆
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８７５号
大阪市西成区玉出中２丁目５番３号　マンション山中　502号、前住所大阪市西成区天下茶屋北１丁目４番20号　メゾン花園　823号
債務者　堂元　成夫
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０１９号
大阪市平野区喜連２丁目２番52―501号
債務者　三橋　寛子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０３７号
大阪市鶴見区鶴見４丁目２番26号杉浦マンション305号室
債務者　川畑恵美子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０４２号
大阪市旭区赤川３丁目６番10号
債務者　中村　久美
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７４号
新潟県長岡市下々条２丁目３番地４
債務者　関　　大輔
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
新潟県柏崎市松波３丁目６番１―402号
債務者　大竹　直樹
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
新潟県長岡市与板町槙原538番地
債務者　安達テル子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１１２３号
愛知県尾張旭市庄南町１丁目12番地２　レジデンス庄南301号
債務者　堀　　絢一（旧姓大物）
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２８０号
愛知県津島市上新田町３丁目110番地１　セピアコート101号
債務者　黒田　成人
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３９５号
愛知県知多市朝倉町67番地　朝倉１番館101
債務者　山本　　威
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３９６号
愛知県知多市朝倉町67番地　朝倉１番館101
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部